



2014、11月号

11月に入り、すっかり日が暮れるのも早くなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
さて、今年も、年末調整や確定申告の時期が近づいてきました。
今月のテーマは、「生命保険料控除」です。

支払った保険料のうち一定額を所得から控除します！！

生命保険料控除とは、生命保険料・介護保険料・個人年金保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度をいいます。

保険を、平成24年1月1日以後に締結したもの（新契約）と平成23年12月31日以前に締結したもの（旧契約）にわけ、さらに保険の種類で区分し、以下のように控除の限度額を計算し、この金額の範囲内で、所得の計算上、控除します。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ●新契約 | } 合計 12万円が限度 |
| ○新生命保険料控除（※最高4万円） | |
| ○介護医療保険料控除（※最高4万円） | |
| ○新個人年金保険料控除（※最高4万円） | |
| ●旧契約 | |
| ○旧生命保険料控除（※最高5万円） | |
| ○旧個人年金保険料控除（※最高5万円） | |

※支払った保険料を所定の計算式に当てはめて計算します

※新旧両方の契約がある場合には、所定の計算式に当てはめて計算します

そろそろ保険会社から、生命保険料控除を受けるための控除証明書が届き始めていると思います。
新契約・旧契約・保険の種類や支払った保険料などが記載されており、年末調整や確定申告の際に、控除を受けるために必要な書類ですので、わかりやすい場所に保管していただくようお願い致します。

また、逆に、個人年金や満期保険金などを受取られた方は、申告をする必要がありますので、満期金の支払通知書といった保険金の受取に関する書類もわかりやすい場所に保管していただくようお願い致します。

2014年11月吉日 作成者 藤下



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022

FAX06-6944-1033



吉田真由美事務所